

◎ ショーケースを特定エネルギー消費機器に追加

【法令名】

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令

【掲載官報】	平成 29 年 2 月 24 日 本紙第 6965 号 3 ページ
【法令番号】	平成 29 年 2 月 24 日 政令第 27 号
【管轄省庁】	経済産業省
【施行期日】	平成 29 年 3 月 1 日から施行
【制定の根拠】	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 78 条第 1 項及び第 79 条第 1 項
【法令のあらまし】	1 ショーケースを特定エネルギー消費機器に追加することとした。（第 21 条関係） 2 ショーケースの製造事業者等に係る勧告及び命令の要件は、生産量又は輸入量が 100 台以上であることとした。（第 22 条関係）
【改正される法令】	・エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和 54 年政令第 267 号）